司法書士法人懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第48条第１項第２号の規定に基づき、令和８年６月11日から１週間の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

令和８年７月24日　法務大臣　平口　　洋

記

名称　司法書士法人はたの法務事務所
所属する司法書士会　東京司法書士会
法人番号　11―00134
事務所の所在地　東京都杉並区荻窪五丁目16番12号荻窪ＮＫビル５階

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告